

松伏町都市計画 マスタープラン (令和元年6月)

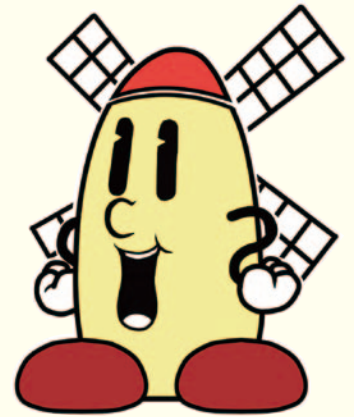
概要版

まちづくりの目標

本町の将来像

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

「**笑顔**」には、やさしさあふれる人づくりの意味が込められています。
「**未来に広がる**」は、誇りの持てる松伏を発信し続け、未来に広く目を向け、何事にも積極的に挑戦し、交流が広がっていく意味が込められています。
「**緑あふれる**」は、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。



まちづくりの方向

- 安全・安心、すべての人にやさしいまちづくり
- 循環型・省エネ・省資源型のまちづくり
- 共生と交流を育むまちづくり
- みんなの手でつくり、管理する、パートナーシップによるまちづくり
- 持続可能なまちづくり

水と緑のネットワーク形成

- 本町の景観特性をよりいっそう高めるため、江戸川、大落古利根川、中川の河川環境と良好な緑地を有する地区や町内に点在する屋敷林あるいは公園・緑地等を有機的に連携します。
- それぞれの拠点を結ぶことによって、町民に親しめるレクリエーション空間を創造し、多様な野生生物の生息空間にも配慮した彩り豊かな都市環境の形成を推進します。



大落古利根川の桜並木遊歩道

都市計画マスタープランとは…

- ・都市計画法に基づく「まちづくりの基本的指針」となるものです。
松伏町都市計画マスタープランは、平成10年度(1998年度)に策定し、平成21年(2009年)2月に改定しました。今回の改定は、策定後の時間的経過を踏まえ行います。
- ・期間は、令和10年(2028年)までとします。

将来都市構造

恵まれた自然環境を活かしつつ秩序あるまちの発展を図るための4つの地域区分と、地域の活性化のための2つの「活性化推進地区」を位置づけ、土地利用を図ります。

■自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

■田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

■市街地環境整備地域

現在の市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

■工業集積地域

既存の東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。また、市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺の環境にとけ込んだ新たな産業団地の整備を図ります。

活性化推進地区

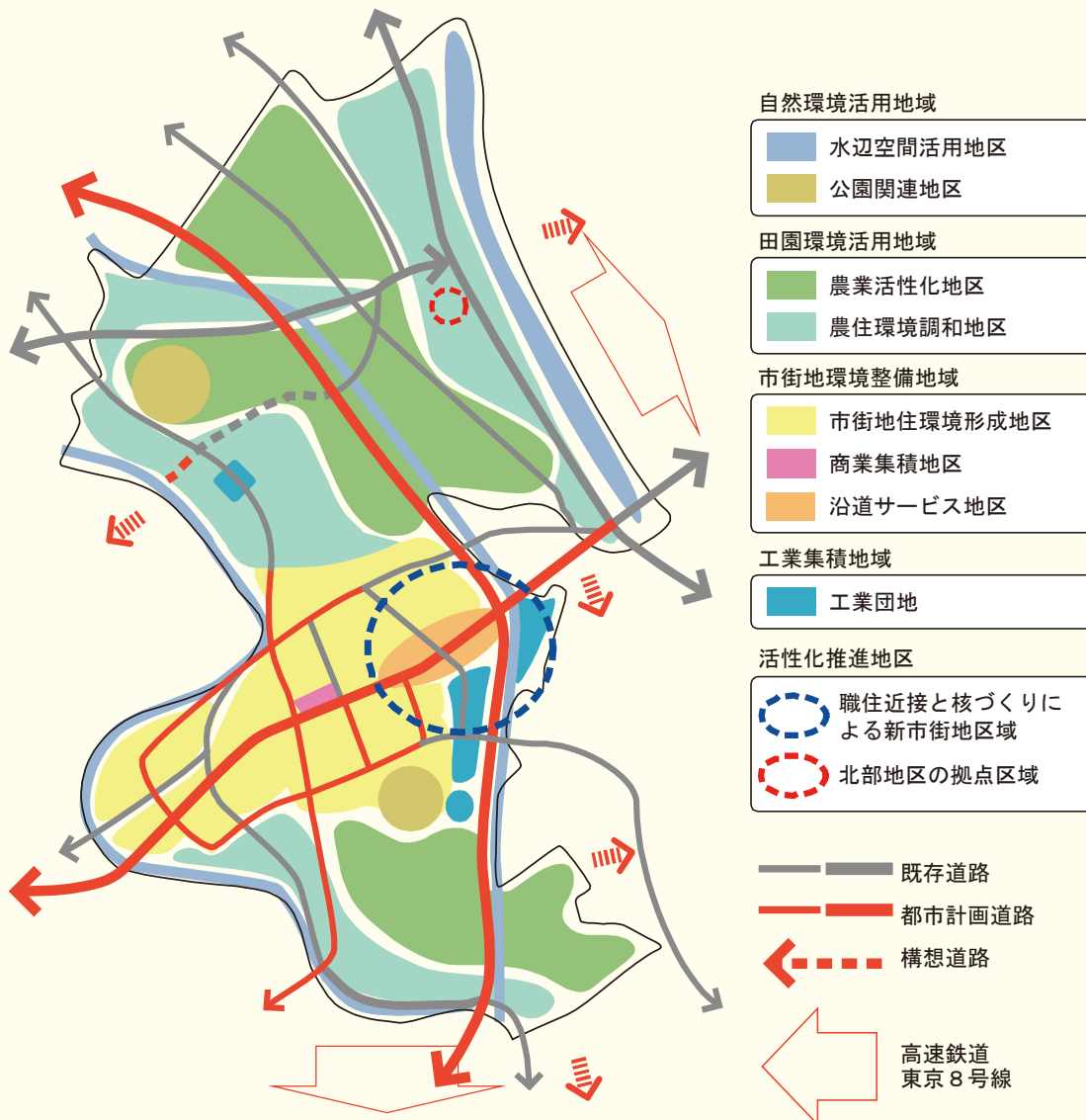
■職住近接と核づくりによる新市街地地域

- (都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに、新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。
- 松伏らしい文化や地域資源を対外的に発信するとともに、町民の生活活動の拠点として、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。
- 高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなり、コミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

■北部地区の拠点区域

北部サービスセンターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

将来都市構造図



土地利用方針

1 市街化区域

市街地は、立地適正化計画制度の趣旨に沿う現在のコンパクトでまとまりのある構成を基本に、(都) 浦和野田線及び(都) 松伏越谷線を骨格とし、接続する補助幹線道路網が関わる地域において形成を図ります。

住居系土地利用

① 住環境保全地区

すでに土地区画整理事業等の面的整備事業を実施した地区

市街化の促進と良好な住環境の維持地区計画の活用により、住環境の保全を図ります。

② 住環境改善地区

既成市街地

地区計画などにより建物を規制・誘導し、住環境の改善を図り、準防火地域の指定による地域の防災性の向上に努めます。

③ 沿道サービス地区

周辺地域

乱開発抑止基本方針により無秩序な開発を抑制するとともに、周辺環境に配慮した計画開発による施設立地を誘導し、地域の活性化を図ります。

商業系土地利用

商業集積地区

近隣商業地区においては、周辺の住環境や道路網の整備などを通じて、魅力ある商業地を維持します。

工業系土地利用

産業機能充実地区

既成の工業団地や東埼玉テクノポリスについては、企業立地に適切な環境整備に努めるとともに、地区計画などにより緑化を促進し、周辺の環境との調和に配慮した産業環境の維持・向上を図ります。

複合型土地利用

新市街地整備検討地区

● (都) 東埼玉道路と(都) 浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺

高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した新市街地の形成を図ります。

● 新市街地

東埼玉テクノポリスとの連続性を考慮しつつ、住宅地や新たな商工業集積地の形成などの土地の複合的な利用を図ります。また、地域活性化の拠点となるバスターミナルを併設した道の駅の設置を推進します。

● (仮称) ゆめみ野北地区

市街化区域に編入し、基盤整備による複合型市街地の形成を図ります。

2 市街化調整区域

工業団地推進地区

大川戸地区に整備される工業団地

企業立地に適切な環境の整備に努め、地区計画などにより緑化を促進し、周辺環境との調和に配慮した産業環境の維持・向上を図ります。

松伏・田島地区産業団地

市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺の環境にとけ込んだ整備を図ります。

農地・集落地域等

市街化調整区域

自然に親しみやすい空間の整備、営農条件の整備向上を図り、集落地域における生活基盤施設や生活関連施設の維持管理・整備充実に努めます。



松伏・田島地区産業団地周辺

都市整備の方針

1 道路・交通整備の方針

- (都) 東埼玉道路及び(都) 浦和野田線の整備の促進と、幹線道路網の形成を図り、円滑な交通流動と利便性の向上を図ります。
- 道路整備においては、すべての人々が安全で快適に歩ける歩行空間の形成を図ります。

2 公園・緑地整備、維持管理の方針

- 公園は、すべての人々が気軽に利用しやすく、人や自然とふれあうことのできる場として、また、災害時の対応ができるような整備を図ります。
- 既存の公園は、維持管理に重点を置き、公園の担う役割に応じて施設や設備の長寿命化を図ります。
- 公共空間と民有地の適切な緑化を進め、町全体の連続性のある水と緑のネットワークの形成を図ります。

3 河川・下水道整備、維持管理の方針

■下水道は、新市街地において整備を推進するとともに、既存の公共下水道や農業集落排水の適切な維持管理を行い、快適な生活環境を維持します。

4 その他の都市施設整備、維持管理の方針

■松伏町公共施設等総合管理計画(平成28年3月)に基づき整備・維持管理を行います。

5 都市環境形成の方針

- 自然環境の保全に努め、環境への負荷を抑え、省資源・省エネルギーのまちづくりに努めます。
- 市街地の緑化と下水道等の整備・維持管理による水路や河川の水質の改善を行い、快適な生活環境の形成に努めます。

6 都市景観形成の方針

- 水と緑のネットワークに合わせ、江戸川や大落古利根川、中川の河川景観の保全・整備を中心に景観の形成・維持に努めます。
- 文化財などの地域資源を活用します。

7 都市防災の方針

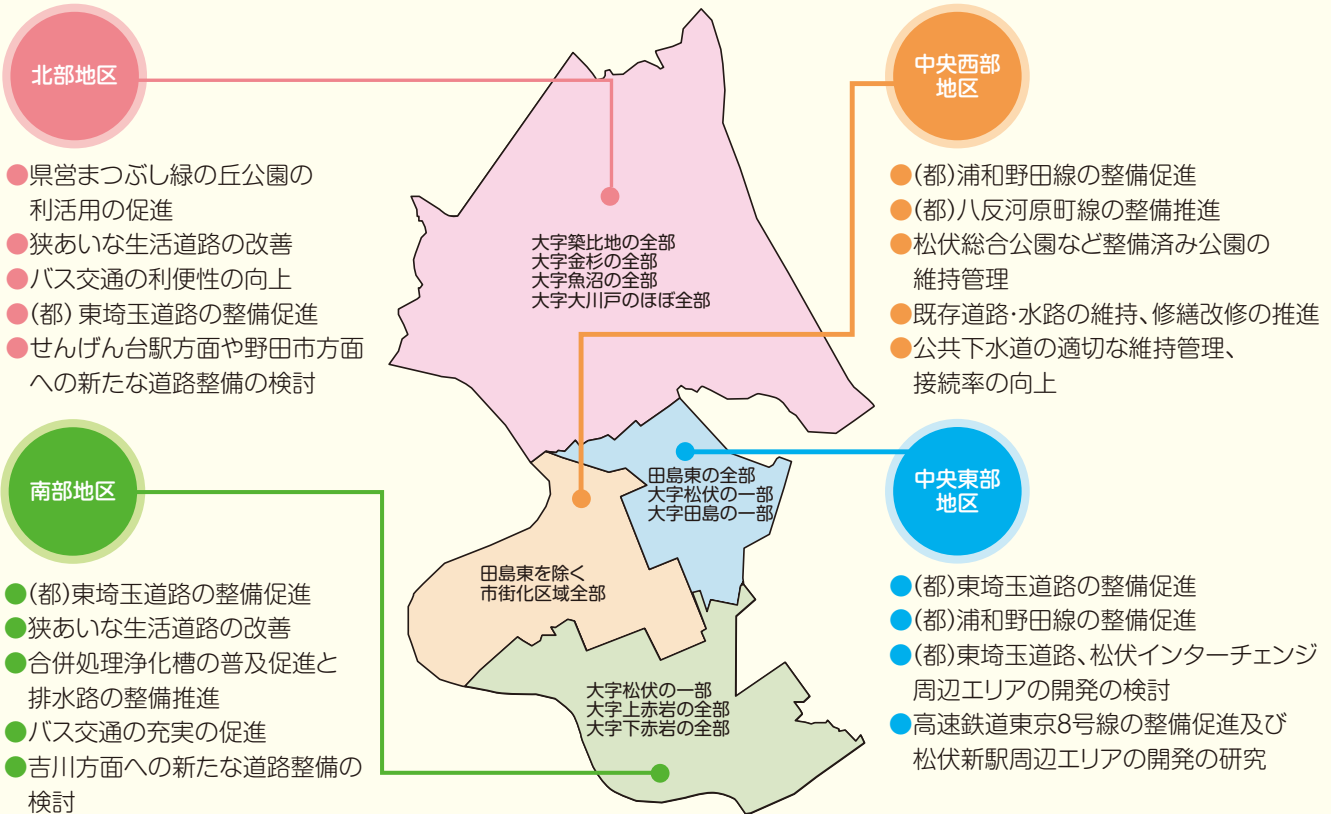
■災害による被害をできる限り抑え、避難や救助・救援、復旧活動が適切かつ円滑に行えるまちづくりに努めます。



県営まつぶし緑の丘公園

地区別構想

下記の項目は、各地区における主な施策から、その一部を抜粋したものです。



プランの実現に向けて

1 まちづくりの基本的な進め方

町民参加、協働、庁内・広域連携の強化、民間活力の導入、計画的・効率的な事業推進

2 協働のまちづくりの推進

きめ細かいまちづくりプランや地区計画の検討、都市計画情報の提供

令和元年6月発行
 発行／松伏町
 編集／松伏町新市街地整備課
 電話 048-991-1803(直通)